

い。できることから協力いただきたい、そんなふうには私は被害者の立場からもお願いしたいですし、被害者支援者の立場、それから、全国被害者支援ネットワークの立場からもお願いします。繰り返しになりますが、犯罪被害者はその地域で生きていくわけですから、是非その辺を御協力いただければ幸いに思います。

2 児童・子どもの被害

○ 子どもに関するあらゆる相談

【相談先整理番号6】

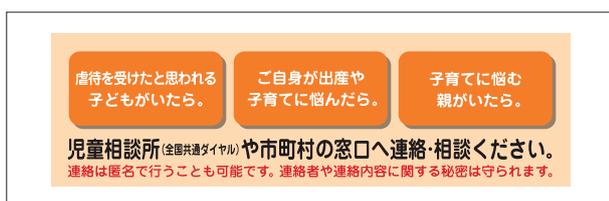
児童相談所では、被害によって心のケアなどを必要とする少年の相談や問合せにも応じている。相談や問合せは、夜間・休日を問わず対応している（P56【施策番号58】、P59【施策番号66】参照）。

また、棄児、迷子、家出した子ども等、緊急にその子どもを保護する必要がある場合、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合などに、一時保護している（P49【施策番号24】参照）。

児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおり



表



裏

- ・全国共通ダイヤル（0570-064-000）
（管轄する児童相談所に自動で電話がつながる）
- ・児童相談所一覧（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/index.html#hid0_mid2）

○ 犯罪被害に遭った少年に関する相談

【相談先整理番号7】

都道府県警察で応じている。

「ヤングテレホンコーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を全都道府県警察に設置しており、フリーダイヤルや電子メールなどにより、夜間、休日でも受け付けている。また、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンター（平成26年4月1日現在、全国に196か所設置。そのうち67か所は、少年や保護者などが気軽に相談できるよう、警察施設以外の施設に設置されている。）や警察署の少年係も相談に応じており、警察官や少年補導職員による助言、指導を行っている（P86【施策番号158】参照）。

- ・都道府県警察の少年相談窓口
（<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>）

○ 人権侵害を受けた子どもに関する相談

【相談先整理番号8】

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を設置し、子どもが相談しやすい体制をとっている。そして、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている（P89【施策番号164】参照）。

- ・ 子どもの人権110番 (0120-007-110)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>)
- ・ インターネット人権相談受付窓口
(24時間受付)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

○ **スクールカウンセラー等による相談**
【相談先整理番号9】

学校、教育委員会、教育相談所、教育センターで対応している。

少年被害者に対する学校のカウンセリング体制として、スクールカウンセラーの配置の拡充や生徒指導推進協力員・学校相談員の配置を行っている。

地域の実情に応じて、児童虐待などの問題へ対応するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを学校など教育機関に配置している。

また、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が対応している。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、学校の管理職や教育委員会の職員が相談等の窓口として対応する（P57【施策番号61, 62】、P90【施策番号165, 166】参照）。

- ・ 学校
- ・ 教育委員会
- ・ 教育相談所
- ・ 教育センター

○ **保育所への入所等に関する相談**
【相談先整理番号10】

市区町村保育所担当課で、保育所への入所や一時預かりなど、一般的な保育サービスについての相談に応じている。

- ・ 市区町村保育所担当課

コラム3

▶ **平成25年度 犯罪被害者週間中央イベント 議事録（抜粋）**

公益社団法人ふくしま被害者支援センター支援員、少年犯罪被害当事者の会会員
渡邊佳子氏

私どもは、平成8年8月27日、当時16歳で、高校2年生の長女、朗子を一時交際していた当時17歳で、高校2年生の男子により殺害されました。

私どもの事件のあった当時、二女が中学3年の受験生、三女が中学1年生でした。

悲しみのどん底にいた私たちに、心無い言葉を浴びせる人がいたり、興味本意の報道がなされたり、さらに傷つくことがこんなに多いのだということを知りました。

また、少年犯罪の被害者や被害者遺族は、加害者と同年代である場合が少なくありません。被害者に年齢の近い兄弟姉妹がいることが多いです。成人に満たないその兄弟姉妹がどのような大きなショックを受け傷つくか、配慮されるべきです。

当時の私は、子どもたちのケアに当たってくれる専門家がいるという認識はありませんでした。子どもたちの通う中学校には、恐らく、スクールカウンセラーが配置されていなかったように思いますし、学校や警察、家裁、そのような機関からも、そのようなお話は一切ありません



でしたので、当然、緊急派遣もありませんでした。私たちは残念ながら、「当時、子どもたちのこういう対応に当たってくれたこういう人たちがおりました」とは言えませんが、そういう方がいれば、どれほどの心の抛り所になったかと思います。

母子家庭でもありますし、すべての事件の対応を、何も分からないまま一人でしなければなりません。事件当時の自分は、朝から晩まで、殆どの時間がそのことに費やされていたと記憶しています。葬儀はもちろん、警察、司法解剖、事情聴取、家裁、裁判、報道関係の対応、これ以上の苦しみや悲しみがない中、目まぐるしい対応を迫られました。

そんな中、何を優先しなければならないのかも分からない状況で、言われるまましなければなりません。自分で本当に大切なものは何なのか、考える余裕もありません。ですから、妹たちはすべて祖父母にお願いするしかありませんでした。恐らく、寂しく、不安であったに違いありません。当時の私は朗子のことを思えば、家族みんなが我慢して、何事にも耐えていけると思い込んでいました。

時を経て、冷静に考えれば、被害に遭った者たちがこんな思いをすることは、なんと理不尽なことかと思いますが、そんなことを考える余裕は、事件当時ありませんでした。

自分たちは加害者ではない。しかし、被害者であっても、他人の目は本当に怖いものでした。心無い報道や噂もあり、姉妹を亡くしたという悲しみ以外にも申し掛かる現実、子どもたちにたくさんあったと思います。残された親子までもが、毎日戦いのような日々を過ごし、ぶつかり合いながら過ごす日は、優に10年以上も続きましたが、スクールカウンセラー制度や、公的な支援があれば、出口がもう少し早く見付かっていたように思います。

今は、スクールカウンセラー制度として、被害者に温かい心を寄せる人を派遣してくれるものができているということで、とてもうれしく思います。

そして、もしそういう制度ができていなければ、本当に被害者が学校や都道府県によって差が生じたり、カウンセラーさんの資質や経験に大きな差があったり、そういうことが弊害になって、被害者の人たちに二次被害を与えたりということが決してないように、そのためにも、スクールカウンセラーさんの身分の保障とかということもしっかりしてあげて、重要な仕事だということもみんな認識するということが大切ではないかと思いました。

私どもの事件は、少年犯罪の場合ですから、死んでしまった被害者より、生きている加害少年の更生や立ち直りに力が注がれるでしょう。まさに、被害者遺族となった兄弟姉妹たちは、忘れられた存在です。事件から何年も過ぎていながらもかわらず、立ち直ることができず、未だに、社会復帰することができない兄弟姉妹たちも現実にいることを知って、忘れないでください。

被害者の現実にも少しでも触れる機会を持っていただき、被害者への理解を持っていただき、同じ人間が大切な命を奪うなどというような犯罪が決して起きないように、教育、道徳を重んじ、命の大切さに触れる機会を子どもの頃から持たせて欲しいと思います。そのためにも、皆様のお力を最大限に発揮していただきたいと思います。

③ 性犯罪等による女性の被害

○ 性犯罪被害に関する相談

【相談先整理番号11】

都道府県警察において、性犯罪被害相談専用電話を設置し、相談に応じている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られることなどを十分に

説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように応じている（P92【施策番号177】参照）。